

## 平成29年度の保険料率について（お知らせ）

平成29年度の保険料率につきましては、平成29年3月分から98%に改定することが、平成29年2月21日の組合会で決定されましたのでお知らせします。

介護保険料率につきましては現行のまま15%に据え置きます。

健康保険組合を取り巻く諸情勢は依然厳しく、当健康保険組合においても収入の約半分を高齢者医療制度への拠出金として拠出しており、また、医療の高度化や高額な医薬品の投与などにより保険給付費も増え続けており、保険料収入の殆どを占めています。

事業主様、被保険者の皆様には多大なご負担をお願いすることになりますが、加入者の皆様の健康を守ることを第一に貴重な財源の効率的な運営に努めますので何卒ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

## 記

## 1 平成29年度保険料率について

			平成29年2月分まで	平成29年3月分から (平成29年5月1日納付期限)	使 途
健康保険料率			90.00/1000	98.00/1000	—
内 訳	一般 保険 料率	基本 保険料率	40.92/1000	49.56/1000	当健康保険組合加入者の医療 給付等に充てる保険料
		特定 保険料率	47.78/1000	47.14/1000	高齢者の医療を支える費用に 充てる保険料
	調整保険料率		1.30/1000	1.30/1000	全国の健康保険組合間の共同 事業に充てる保険料
介護保険料率 (据え置き)			15.00/1000	15.00/1000	介護保険第2号被保険者(40 ～64歳)が負担する保険料

※各等級別の保険料額は、平成29年3月1日付新着情報〈平成29年3月分からの保険料額表〉の「健康保険・介護保険標準報酬および保険料額表」（平成29年3月～）を参照してください。

## 2 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額について

当健康保険組合全被保険者の平均標準報酬月額は、平成28年9月30日現在で、**34万円**となっており前年度と変更がありません。

この標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額が36万円以上の方に適用されるものであり、退職時の標準報酬月額が34万円以下の方につきましては退職時の標準報酬月額がそのまま適用されます。

※任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、前年の9月30日現在における当健康保険組合全被保険者の標準報酬月額を基に毎年度決めることとなっています。

ご不明な点は健康保険組合までお問い合わせください。TEL06-4708-7451